

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者を対象とする「経営規模等審査申請の手引き」の読み替えについて

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者を対象とする「経営事項審査の受審の特例」が設けられましたので、「経営規模等審査申請の手引き」は以下のとおり読み替えて下さい。

① 現在の経審の結果通知書の有効期間（2ページ参照）

【変更後】

現在の経審の結果通知書の有効期間は、令和3年1月までとなります。
 受付後、結果が出るまで約1か月かかりますので、余裕をもって申請してください。

決算月 (審査基準日)	H30年 10月	H30年 11月	H30年 12月	H31年 1月	H31年 2月	H31年 3月	H31年 4月	R元年 5月	R元年 6月
有効期間 満了日	R3年1月まで								



【変更前】

経審の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。
 建設業者は、公共工事の請負契約を締結する日の1年7か月前の日の直後の事業年度終了日以降に経審を受けておかねばなりません（建設業法施行規則第18条の2）。
 受付後、結果が出るまで約1か月かかりますので、余裕をもって申請してください。

決算月 (審査基準日)	H30年 10月	H30年 11月	H30年 12月	H31年 1月	H31年 2月	H31年 3月	H31年 4月	R元年 5月	R元年 6月
有効期間 満了日	R2年 5月	R2年 6月	R2年 7月	R2年 8月	R2年 9月	R2年 10月	R2年 11月	R2年 12月	R3年 1月

② 決算期別次回経審提出時期（4ページ参照）

※下表を目安にして、提出してください。
 ただし、入札参加資格の受付期間によっては、下表に記載されている時期よりも早く受けなければならないこともあるので、充分にご注意ください。

【変更後】

決算月 (審査基準日)	R元年 10月	R元年 11月	R元年 12月	R2年 1月	R2年 2月	R2年 3月	R2年 4月	R2年 5月	R2年 6月
申請月	R2年11月まで								



【変更前】

決算月 (審査基準日)	R元年 10月	R元年 11月	R元年 12月	R2年 1月	R2年 2月	R2年 3月	R2年 4月	R2年 5月	R2年 6月
申請月	R2年 3月	R2年 4月	R2年 4~6月	R2年 6月	R2年 7月	R2年 8月	R2年 9月	R2年 10月	R2年 11月